

村上市監査委員公表第3号

令和7年度

村上市三面財産区定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和8年2月26日

村上市監査委員

宍戸 由喜夫

長谷川 孝

令和7年度 村上市三面財産区定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、村上市三面財産区について、定期監査を実施したので報告します。

1 監査の期間

自 令和7年12月17日
至 令和8年 2月26日

2 監査場所

村上市役所 監査委員室

3 監査方法

令和6年12月1日から令和7年11月30日までの業務を監査の対象とした。その中から議会開催について関係書類を提出させ、事務事業の執行状況や財務処理が適正かつ効率的に行われているかを聴取の上、監査を実施した。

4 監査の結果

今年度は研修として、地域林政アドバイザーによる講演会が実施されていた。

研修内容は、本市と包括連携協定を結んだ太平電業が実施する、森林資源を活用した木質バイオマス発電事業にかかるもので、森林資源のサプライチェーンにおける期待と可能性を探るものであった。

高齢化による使用者の減少が進む中、この度の研修成果を踏まえて、今後の財産区の在り方について、検討を進めていただきたい。